

基本目標3

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R3	R4	進捗評価	今後の取組
116	83	小・中学校において、発達段階に応じた指導を行い、全教育活動の場で自他の生命の大切さ・尊さや男女が互いを認めあうところを養います。	各校において、自他の生命の大切さ・尊さや男女が互いを認めあうところを養うため、道徳教育や保健・体育等の授業の中で計画的に発達段階に応じた指導を実施する。	男女共同参画の視点に立って、道徳科や保健・体育等の授業における学習指導を実施・充実する。	授業実施校数	29校	29校	A:100%達成できている	今後も全教職員に対して、男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実させ、自他の生命を大切に、互いに尊重できる教育を発達段階に応じ行うよう周知していく。
117	84	市の刊行物や各課において作成・配布される印刷物などに、女性の性差別の助長につながるような表現がないか留意するとともに、研修などによる職員の意識啓発を図ります。	市の刊行物に不適切な表現がなされないよう、各課に配置した男女共同参画推進委員に、各課で作成した刊行物のチェックを指導する。	①男女共同参画推進員による、刊行物のチェックの実施 ②推進員のチェックの結果、判断に迷うものにつき、男女共同参画推進課員が助言を行う。	①推進員のチェック ②男女課による推進員への研修	①随時 ②随時（動画として掲載）	①随時 ②随時（動画として掲載）	A:100%達成できている	市の刊行物に不適切な表現がなされないよう、今後も各課に配置した男女共同参画推進委員と連携し、チェックを行い、併せて職員の意識改革を行う。
118	84	市の刊行物や各課において作成・配布される印刷物などに、女性の性差別の助長につながるような表現がないか留意するとともに、研修などによる職員の意識啓発を図ります。	飯塚市が毎月発行している広報いづか等、市が発行する発刊物において、固定観念で男女の役割分担がされたイラストや用語が使用されていないかチェックを行う。	「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」などを活用し、市報の作成を行った。また、LINE周知のポスターの作成の際には性別によってイメージが固定化されないよう配慮を行った。	チェック回数(年12回発行のため最低12回)	12回	13回	A:100%達成できている	今後も用語やイラストの使用に配慮し、市報を作成していく。
119	85	「第2次いづか健幸都市基本計画」に基づき健幸プラザ「いいけん広場」を拠点とした多様な健幸事業の展開を図るとともに、市民の自発的な健康づくりのための啓発を行います。							

進捗管理は最終年度のみ



125	90	性と生殖に関する健康と権利について、正しい理解と意識の浸透に努めます。	不妊治療助成事業の周知を行う。	ホームページでの掲載及び嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の依頼による不妊治療助成事業のリーフレットの窓口設置を行った。	掲載回数	1回	1回	A:100%達成できている	不妊治療だけでなく、不育症など他事業についての情報発信を行う。
126	90	性と生殖に関する健康と権利について、正しい理解と意識の浸透に努めます。	女性の健康とリプロダクティブ・ヘルス・ライツの考え方に関する啓発を行う。	①ヨガ教室、体操教室等の女性の健康支援講座の実施 ③更年期、PMS、性の健康等についての啓発	①実施回数 ③実施回数	①0回 ②0回	①0回 ②2回	B:80%程度達成できている	リプロダクティブ・ヘルス・ライツの考えを伝え、女性特有の不調及び、望まない妊娠や性感染症から守るために必要となる、医学に基づいた啓発を今後検討していく。
127	91	妊娠・更年期など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談、訪問指導を実施します。	女性への健康支援として、更年期など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談・訪問指導を行う。	①健康教室 病態別健康教育（肥満・高血圧等） 一般健康教育（生活習慣病予防） ②健康相談 総合健康相談 ③訪問指導 家庭での訪問指導	①健康教育受講者数 5,539人 ②健康相談相談数 5,789人 ③訪問指導者数 15人	①4,046人 ②4,363人 ③15人	①9,447人 ②7,280人 ③15人 (指標及び実績の数値は男女を含む)	A:100%達成できている	女性への健康支援の継続。また、更年期に限らず、女性の生涯を支援できる体制づくりへの協議・検討。
128	91	妊娠・更年期など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談、訪問指導を実施します。	妊娠・更年期等について相談できる健康相談や訪問指導について周知	母子手帳の交付やホームページ等で周知を行い、健康相談や訪問指導を実施した。	①妊婦保健指導実人員 ②妊婦訪問実人員	①904人 ②70人	①900人 ②83人	B:80%程度達成できている	母子手帳の交付やホームページ等で事業の周知を図り、女性特有の悩みについて安心して相談できるようにする。

129	92	乳がん、子宮がんなど女性特有のがん検診や骨粗しょう症検診の充実を図るとともに、受診を奨励し市民の健康管理の促進に努めます。	子宮頸がん・乳がん検診の早期発見・早期治療を目的とし、検診を実施。 また、がん検診の受診率を向上させる取組みとして、集団検診（がん検診・特定健診・若年者健診）で託児ができるレディースデーや、夕方以降に検診を実施するナイト検診を引き続き実施する。	①受診勧奨 無料クーポン（子宮頸がん対象：年度内21歳、乳がん検診対象：年度内41歳）を郵送し、受診勧奨を実施する。 ②ナイト検診、レディースデーを開催する。 就労されている方や、同性同士での受診を希望されている方々が、がん検診が受診しやすい環境を整備し、ナイト検診・レディースデーでの検診を実施。	①受診勧奨回数 ②ナイト検診、レディースデーの開催回数	① 2回 ② 4回	① 2回 ② 4回	A:100%達成できている	女性が検診を受けやすい環境づくりとして、託児ができるレディースデーや、夕方以降に検診を実施するナイト検診を引き続き実施する。また、受診率向上のため、子宮頸がん・乳がん検診と同日に骨粗しょう症検診の実施を検討する。
130	93	望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の普及・啓発を図ります。	各校において、望まない妊娠や性感染症予防など、男女ともに自分や相手を大切にする意識の醸成や正しい知識の普及・啓発を図るため、発達段階に応じた指導を実施する。	保健安全計画に則り、道徳教育や保健・体育等の授業の中で、発達段階に応じた指導を計画的に実施する。	授業実施校数	29校	29校	A:100%達成できている	今後も男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実させ、発達段階に応じた教育を行うよう周知していく。
131	93	望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の普及・啓発を図ります。	予防啓発 性感染症の予防	予防啓発 保健所より予防啓発ポスターや小冊子等の提供を受け、ポスターの掲示、小冊子の窓口設置をすることで、周知・啓発を実施	実施なし	-	-	E:全く達成できていない	感染症対策課に引継ぎ。 (令和5年度より、感染症対策室が設置)
132	93	望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の普及・啓発を図ります。	国、県、保健所からの性感染症に関するポスターの掲示や窓口でのチラシ設置を行う。	チラシの窓口設置、ポスター掲示依頼があったものについて、すべて設置、掲示を行った。	掲示回数	随時	随時	A:100%達成できている	ホームページにて掲載依頼があった際には掲載を行う。
133	94	発達段階に応じた性教育と、売買春及び女性に対する暴力は女性の人権侵害であることを浸透させる教育を実施します。	各学校において、女性に対する暴力などは、人権侵害であるという正しい知識の普及、啓発を図るため、道徳教育や保健・体育等の授業の中で計画的に発達段階に応じた指導を実施する。	男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実させ、発達段階に応じた教育を行う。	授業実施校数	29校	29校	A:100%達成できている	今後も全教職員に対して、男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実させ、自他の生命を大切に、互いに尊重できる教育を発達段階に応じ行うよう周知していく。

134	95	自らが適切な判断を行えるような広報、啓発及び情報収集・提供を行います。	公共施設等での情報提供を行う。	男女共同参画推進センター、本庁等の公共施設でパンフレット等を配架	実施箇所	18か所	18か所	A:100%達成できている	今後も情報提供を行うが、ターゲット層となる年代層の意識啓発につながる新たな情報提供手法も検討する。
135	95	自らが適切な判断を行えるような広報、啓発及び情報収集・提供を行います。	関係課との情報共有・情報収集・提供	リプロダクティブ・ヘルス・ライツの関係との啓発に向けた協議・検討	実施なし	-	-	E:全く達成できていない	全ての女性には、「リプロダクティブ・ヘルス・ライツ」があり、自らが適切な判断ができる状況が重要となるため、権利擁護の啓発への関係課との協議の継続
136	95	自らが適切な判断を行えるような広報、啓発及び情報収集・提供を行います。	国、県、保健所からの性感染症に関するポスターの掲示や窓口でのチラシ設置を行う。	チラシの窓口設置、ポスター掲示依頼があったものについて、すべて設置、掲示を行った。	掲示回数	随時	随時	A:100%達成できている	ホームページにて掲載依頼があった際には掲載を行う。
137	96	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。	広報誌等による啓発を行う。	①市報掲載 ②成人式時の配布冊子に「デートDV」の啓発記事掲載	実施回数	① 1回 ② 1回	① 1回 ② 1回	A:100%達成できている	男女間の暴力に対しても情報提供していくとともに、様々な相談窓口についても啓発していく。
138	96	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。	厚生労働省・福岡県等が作成した児童虐待防止に関するポスターの掲示、チラシの配布を実施し、暴力を許さない意識啓発を推進する。	厚生労働省・福岡県等が作成した児童虐待防止に関するポスターの掲示を実施。また、市独自に子どもの虐待防止ポスター及びカードを作成し、市内小中学校へ配布した。 11月の虐待防止月間にあわせて、子どもの虐待防止及び子どもの権利条約チラシを作成し、全戸配布した。	①掲示回数 ②小中学校へのカード配布枚数 ③チラシ配布枚数	①随時 ②カード配布なし ③10,044枚 ※小中学校配布	随時 ②10,119枚 小中学校配布 ③44,114枚 全戸配布	A:100%達成できている	現在の取組に加え、SNS等を活用し、啓発活動を行う必要がある。

139	96	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。	障がい者基幹相談支援センターに障がい者虐待防止センターを兼ね備えており、障がい者虐待防止法に基づき相談・支援を実施することで、暴力を許さない意識啓発の推進に努める。	障がい者基幹相談支援センターに障がい者虐待防止センターを兼ね備えており、障がい者虐待防止法に基づき相談・支援を実施した。ホームページにおいて虐待防止センター等の周知を行った。	①支援件数 ②周知件数	①22件 ②1回	①72件 ②1回	A:100%達成できている	市民からの相談は増加しており、引き続き、虐待防止のための支援や啓発を行う。
140	96	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。	啓発コーナーや子どもの人権問題等をテーマにしたパネルの展示を行い、啓発活動の取組を行います。	啓発コーナーで「子どもの人権問題・いじめ」「パワーハラスメント」「高齢者の虐待防止」などをテーマにしたパネルの展示を行い、相談の呼びかけや解決策の提示、社会的背景や構造の解説など、いじめ・暴力が重大な人権侵害であるとの啓発を行った。また、市報でも「子どもの虐待」についてに触れ「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」を掲載し広く市民への啓発を行った。	①パネル掲示回数 ②市報掲載回数	①パネル3回 ②市報掲載回数	①パネル4回 ②市報1回	B:80%程度達成できている	各編集委員が協議していく中で、女性の人権や差別助長につながらないかなど様々な視点等を十分協議しながら、啓発冊子やパネルの作成に努める。
141	96	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。	虐待等に係る相談・通報に基づき、速やかな事実確認、対処方法の検討を行い対応する	虐待疑いのある世帯に関わっている、関係者を交えたケース会議を開催し、状況の確認、及び対応策（分離・見守り・養護者への助言等）の検討を行い、虐待状態の解消が確認されるまで、支援を行う。	虐待（疑い含む）通報件数	17件	26件	A:100%達成できている	不適切な介護の状態が、高齢者虐待に発展しないよう、相談・通報に基づき早期支援を行う。
142	97	被害の予防をはじめ実態把握、被害者支援などについて、関係機関の連携強化を図ります。	・DV被害者支援のための自治体間連携の強化を行う。 ・飯塚市DV対策庁内連携会議により庁内間の情報・意識共有を図る。	①DV被害者支援の管内市町業務連携会議への出席 ②飯塚市DV対策庁内連携会議の開催	①会議出席回数 ②開示開催回数	①1回 ②2回	①1回 ②2回	A:100%達成できている	関係機関等の連携を密にし、情報共有を行い、被害者への支援を継続していく。

143	97	被害の予防をはじめ実態把握、被害者支援などについて、関係機関の連携強化を図ります。	飯塚市要保護児童対策地域協議会の会議にて、児童相談所や警察などの関係機関と要保護児童等の情報共有を行い連携強化を図る。	飯塚市要保護児童連絡協議会の会議を実施し、関係機関と要保護児童等の情報共有を行い連携強化を図った。また、より多くの関係機関と連携強化を行うため、会議を構成する関係機関を拡大した。	①会議回数 ②代表者選出関係機関数	①77回 ②18機関	①65回 ②26機関	A:100%達成できている	関係機関合同の研修会等を実施し、より関係強化を図る。
144	97	被害の予防をはじめ実態把握、被害者支援などについて、関係機関の連携強化を図ります。	障がい者基幹相談支援センターに障がい者虐待防止センターを兼ね備えており、障がい者虐待防止法に基づき相談・支援を実施することを通じて、関係機関の連携強化を図る。	障がい者基幹相談支援センターに障がい者虐待防止センターを兼ね備えており、障がい者虐待防止法に基づき相談・支援を実施した。各関係機関との情報共有やコアメンバー会議を実施し、連携強化を図った。	支援件数	22件	72件	A:100%達成できている	市民からの相談は増加しており、引き続き、虐待防止のための支援や啓発を行う。
145	97	被害の予防をはじめ実態把握、被害者支援などについて、関係機関の連携強化を図ります。	①多職種連携研修会の開催 ②警察より提出される、高齢者虐待事案通報票に基づき、支援を行う	①多職種が参加する研修会を開催し、在宅医療・介護連携の推進、困難事例の紹介など、情報共有を行う事で、高齢者が在宅で生活するための支援体制の充実を図った。 ②通報票をもとに、高齢者及び支援者等と連絡をとり、状況の確認及び必要な支援を行った。また、対応結果については、警察と情報共有を行った。	①参加者数 ②通報票受付件数	①598人 ②4件	①561人 ②11件	B:80%程度達成できている	①高齢者及びその家族がストレスなく在宅生活をおくれるよう、多職種が有機的に連携して支援できる体制を構築する必要があることから、継続して研修会を開催していく。 ②今後も、高齢者虐待防止に関し、さらなる連絡・連携体制の構築を強化し、早期発見及び早期対応に努めていく。
146	98	DV防止法、ストーカー規制法、各種（児童、高齢者、障がい者）虐待防止等について学習の機会の提供や啓発、周知に努めます。	広報誌等による啓発を行う。	①市報掲載 ②成人式時の配布冊子に「デートDV」の啓発記事掲載	①市報掲載回数 ②記事掲載回数	① 1回 ② 1回	① 1回 ② 1回	A:100%達成できている	様々なDVの暴力に対する正しい情報の発信のため、関係課と連携しながら周知啓発を行う。

147	98	DV防止法、ストーカー規制法、各種（児童、高齢者、障がい者）虐待防止等について学習の機会の提供や啓発、周知に努めます。	学校、保育施設、自治会、民生委員児童委員など対象者を広く研修を行う。	市内小中学校及び自治会長会に参加し、虐待防止等について啓発を行った。また、学校及び保育所の教職員向けの研修会を実施した。	①研修会実施回数 ②研修参加人数	①1回 ②46人	①4回 ②279人	A:100%達成できている	今後は高校や各保育所等を直接訪問し、啓発を行う必要がある。
148	98	DV防止法、ストーカー規制法、各種（児童、高齢者、障がい者）虐待防止等について学習の機会の提供や啓発、周知に努めます。	障がい者基幹相談支援センターに障がい者虐待防止センターを兼ね備えており、障がい者虐待防止法に基づき相談・支援を実施する。障がい者福祉サービス事業者向けの虐待防止研修を実施し、学習機会の提供・啓発に努めている。	障がい者基幹相談支援センターに障がい者虐待防止センターを兼ね備えており、障がい者虐待防止法に基づき相談・支援を実施した。障がい者福祉サービス事業者向けの虐待防止研修を実施し、学習機会の提供・啓発に努めた。	①支援件数 ②研修回数	①22件 ②3件	①72件 ②3件	A:100%達成できている	市民からの相談は増加しており、引き続き、虐待防止のための支援や啓発を行う。 引き続き、研修の場を設け、学習機会の提供・啓発に努めていく。
149	98	DV防止法、ストーカー規制法、各種（児童、高齢者、障がい者）虐待防止等について学習の機会の提供や啓発、周知に努めます。	①市報（地域包括支援センターだより）に高齢者虐待の防止について掲載 ②認知症ケアパスの配布	①R4.6月号に「知って防ごう高齢者虐待」について掲載し、高齢者の権利擁護に関する周知・啓発に努めた。 ②幻視・妄想、物忘れ、感情のコントロールが効かなくなる等、認知症の症状悪化が高齢者虐待の原因になることから、適切な支援が受けられるよう、相談窓口、医療機関等を掲載している認知症ケアパスを配布した。	①掲載回数 ②ケアパス配布部数	①1回 ②1,908冊	①1回 ②2,432冊	B:80%程度達成できている	①高齢者虐待についての知識を持っていただくため、今後も継続して啓発・周知を行う。 ②65歳以上の5人に1人がかかると言われている認知症について、知識を持ってもらうとともに、早期相談、早期治療につながるよう、啓発・周知を行う。
150	99	男女ともに自分の性を大切に、また、相手を尊重するように、学校においても、発達段階に応じてデートDVやストーカー行為について学習する機会を設けるなど、自分のこととして考える機会となるよう、啓発に努めます。	各校において、自他の人権を守る行動選択ができるよう道徳科授業や保健・体育等の授業の中で計画的に発達段階に応じた指導を実施する。	保健安全計画に則り、計画的に実施するとともに、多様な学習教材を活用した教育を行う。	授業実施校数	29校	29校	A:100%達成できている	今後も全教職員に対して、男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実させ、自分の性を大切に、自分のこととして考える機会となる教育を充実するよう周知していく。

151	100	DVの危険性を深く浸透させるとともに、正しい知識の普及などDV防止に関する啓発の強化に努めます・	あらゆる媒体・機会を活用し、幅広く広報・啓発活動を行う。	①市報掲載 ②市ホームページ掲載(更新) ③情報誌サンクス発行 ④男女共同参画推進センター主催講座開催 ⑤出前講座開催	各実施件数	① 19件 ② 36件 ③ 1件 ④ 0件 ⑤ 3件	① 21件 ② 19件 ③ 1件 ④ 4件 ⑤ 0件	C:60%程度達成できている	様々なDVの暴力に対する正しい情報の発信のため、関係課と連携しながら周知啓発を行う。
152	101	被害者が安心して相談することができる体制の充実と対応する職員の資質向上を図ります。	女性のための相談事業の実施及び対応する職員の資質向上のための研修受講等を行う。	①法律相談 ②一般相談 ③就業支援相談 ④職場の悩み相談 ⑤職員研修受講	各相談実施回数	① 22回 ② 45回 ③ 12回 ④ 10回 ⑤ 0回	① 22回 ② 46回 ③ 12回 ④ 11回 ⑤ 5回(3名)	A:100%達成できている	女性のための相談窓口に加え、多様な相談窓口の周知を行うとともに、関係機関との連携及び研修会への職員参加を継続していく。
153	102	被害者の早期発見、迅速な保護及び被害者の情報保護など安全な生活の確保に向けた体制の整備に努めます。	相談事業の広報を行い、庁内・庁外の情報・意識共有を図る。	①DV被害者支援の管内市町業務連携会議への出席 ②飯塚市DV対策庁内連携会議の開催 ①法律相談 ②一般相談 ③就業支援相談 ④職場の悩み相談 ⑤職員研修受講	実施回数	① 1回 ② 2回 ① 22回 ② 45回 ③ 12回 ④ 10回 ⑤ 0回	① 1回 ② 2回 ① 22回 ② 46回 ③ 12回 ④ 11回 ⑤ 5回(3名)	A:100%達成できている	関係機関等の連携を密にし、情報共有を行い、被害者への支援を行う体制を継続していく。
154	102	被害者の早期発見、迅速な保護及び被害者の情報保護など安全な生活の確保に向けた体制の整備に努めます。	子ども家庭総合支援拠点を設置し、被害者の早期発見、迅速な保護及び被害者の情報保護等、迅速な対応が行えるように体制整備を行う。	令和4年度より、心理師、弁護士、医師を配置し、より専門的な知見からの助言をいただけるように体制を強化した。	会議回数	令和4年度、設置のため、会議実施実績なし。	50回	A:100%達成できている	被害者の早期発見のため、通告方法等、関係機関に対してより市民に周知する必要がある。

155	103	被害者が被害を受けた後、安心した暮らしを確立するために、経済的な自立に向けた職業訓練や就労支援をはじめ、住宅確保に向けた支援、子育て支援など各分野において切れ目のない支援を図ります。	避難先として入居可能な市営住宅の確保	避難先として一時入居可能な市営住宅を確保するとともに、公募時において単身での申込み及び市営住宅等から市営住宅への住み替えを認める等、住宅を確保しやすいように努めている。	①相談件数 ②入居件数	① 4件 ② 2件	① 6件 ② 2件	A:100%達成できている	避難先として一時入居可能な市営住宅を確保し、公募時において住宅を確保しやすいように努める。
156	103	被害者が被害を受けた後、安心した暮らしを確立するために、経済的な自立に向けた職業訓練や就労支援をはじめ、住宅確保に向けた支援、子育て支援など各分野において切れ目のない支援を図ります。	経済的支援・生活支援・就業支援など各分野における支援を行う。	ひとり親家庭等を対象とした経済的支援のための自立支援給付金の支給、生活支援のための日常生活支援事業、就業支援のためのハローワークと連携した自立支援プログラム策定事業を行った。	申請件数	6件	11件	A:100%達成できている	母子父子相談などの際に事業の周知を行い、自立支援給付金、ひとり親家庭の家事や育児等の日常生活を支援する事業として広報活動を行い、周知拡大を図って利用を促進する。
157	103	被害者が被害を受けた後、安心した暮らしを確立するために、経済的な自立に向けた職業訓練や就労支援をはじめ、住宅確保に向けた支援、子育て支援など各分野において切れ目のない支援を図ります。	避難先として入居可能な市営住宅の確保	避難先として一時入居可能な市営住宅を確保するとともに、公募時において単身での申込み及び市営住宅等から市営住宅への住み替えを認める等、住宅を確保しやすいように努めている。	①相談件数 ②入居件数	① 4件 ② 2件	① 6件 ② 2件	A:100%達成できている	避難先として一時入居可能な市営住宅を確保し、公募時において住宅を確保しやすいように努める。
158	103	被害者が被害を受けた後、安心した暮らしを確立するために、経済的な自立に向けた職業訓練や就労支援をはじめ、住宅確保に向けた支援、子育て支援など各分野において切れ目のない支援を図ります。	生活に困窮された方に、生活保護及び生活困窮者自立相談支援事業を実施します。	保護申請があった場合は、課内会議及び関係機関と連携し必要な支援を行った。また、生活自立支援相談室に相談があった場合は、関係機関と個別協議を行うなど相談者に寄り添った相談支援を行った。	各相談件数	①生活保護 面接相談 497件 ②生活自立 支援相談室 770件	①生活保護 面接相談 589件 ②生活自立 支援相談室 286件	A:100%達成できている	今後も相談内容に応じ必要な支援が行き届くよう関係機関との連携を強化するとともに、制度の周知に努める。

159	104	ストーカー行為・セクシュアル・ハラスメントなど配偶者等、異性間の暴力防止に向けた啓発活動の推進に努めます。	性暴力被害者の相談窓口の情報提供を行う。	①市報掲載 ②市ホームページ掲載(更新) ③情報誌サンクス発行	各実施件数	① 1件 ② 1件 ③ 1件	① 1件 ② 2件 ③ 1件	A:100%達成できている	県の性暴力根絶条例関係等、関係機関からの情報も積極的に発信し啓発を行う。
160	105	企業や団体へのハラスメントなどの防止対策や相談体制づくりへの働きかけに努めます。	ハラスメントに対する防止策や相談会があることに対する周知と、労働相談会が福岡県で実施されていることの周知。	今年度もハラスメント等の相談・解決を目的とした県主催の「職場のハラスメント集中相談会」や平日に相談が困難な方に対する「日曜労働相談会」において共催を行うとともに市報やHP等において掲載することで、防止対策の推進に努めた。無料労働相談のチラシ配架、ポスター掲示を実施した。	周知（市報・HP含むSNS・チラシの配架）	市報、HP（SNS）及びチラシ配架	市報、HP（SNS）及びチラシ配架	A:100%達成できている	引続きハラスメント等の防止について、防止対策はもちろんのこと、相談窓口の存在を徹底させえる。
161	106	市職員へのハラスメントなどの防止対策や相談体制の充実及び意識啓発と研修会への参加促進に努めます。	市職員へのハラスメントなどの防止対策や相談体制の充実及び意識啓発の <b>実施</b>	ガイドラインや要綱を周知するとともに、相談体制の周知を行った。また、啓発の一環として職員を対象とした研修を実施した。	①ガイドライン要綱の周知 ②相談体制の周知 ③研修実施	①1回 ②1回 ③0回	①1回 ②1回 ③1回	A:100%達成できている	相談体制の拡大 研修実施
162	107	性暴力防止及び性暴力被害者の相談機関の広報・啓発を行います。	性暴力被害者の相談窓口の情報提供を行う。	①市報掲載 ②市ホームページ掲載(更新) ③情報誌サンクス発行	実施件数	① 1件 ② 1件 ③ 1件	① 1件 ② 2件 ③ 1件	A:100%達成できている	県の性暴力根絶条例関係等、関係機関からの情報も積極的に発信し啓発を行う。

163	108	発達段階に応じた「生命（いのち）を大切にする」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を行います。	各校において、自他の生命の大切さ・尊さや性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、道徳や保健・体育等の授業の中で計画的に指導する。	男女共同参画の視点に立って、道徳科や保健・体育等の授業における学習指導を実施・充実する。	授業実施校数	29校	29校	A:100%達成できている	今後も全教職員に対して、男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実させ、自他の性や性暴力について、自分のこととして考える機会となる教育を充実するよう周知していく。
164	109	ひとり親家庭の多様な問題に対応するため、家庭児童相談や母子父子自立支援員による相談事業の充実を図るとともに、各種助成制度や自立支援メニュー等の情報提供を行います。							進捗管理は最終年度のみ
165	110	児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭等医療費支給事業、児童クラブ利用料の減免により、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。							進捗管理は最終年度のみ
166	111	生活上の問題で児童の養育が十分でない時に母子家庭が安心して生活できるように母子生活支援施設へ入所させ、自立支援のための生活支援を実施します。							進捗管理は最終年度のみ
167	112	住宅に困窮する母子家庭に対し市営住宅入居の支援を行います。							進捗管理は最終年度のみ
168	113	ひとり親家庭に対し、一時的に家事や育児を行うことが難しくなった場合に、支援員が日常生活支援を行います。							進捗管理は最終年度のみ

169	114	母子家庭の母、または父子家庭の父が、就労に有利な特定の資格を取得するため養成機関で修業する場合や就労を目的とした教育訓練講座を受講する場合に、給付金を支給し就業を支援します。								進捗管理は最終年度のみ
170	115	経済的な理由により、小中学校に通う子どもの就学援助を希望する保護者に対し、学用品や給食などの経費の一部援助を行います								進捗管理は最終年度のみ
171	116	生活上の様々な困難を解消すべく、行政や民間団体が連携し、福祉等の諸施策について情報の提供や総合的な支援を行います。								進捗管理は最終年度のみ
172	117	障がいのある児童を持つ親の悩みを受け止めるため、心理、教育等各分野における指導、助言を行うための相談事業を行います。								進捗管理は最終年度のみ
173	118	高い専門性が必要な場合や、複雑困難な事案などについても、ワンストップによる窓口対応を含めた、障がい者の相談支援体制の充実を図ります。								進捗管理は最終年度のみ
174	119	利用者に優しいバリアフリー、ユニバーサルデザインの視点に立った整備・改善を促進します。								進捗管理は最終年度のみ
175	120	高齢者や障がい者に必要な市営住宅の入居の支援を行い、入居者のニーズに応じ、住宅の模様替え申請を認めます。								進捗管理は最終年度のみ
176	121	ひとり暮らしの高齢者が孤立せず、安心して生活できるよう、地域における見守り活動を推進します。								進捗管理は最終年度のみ

177	122	障がいがあることや外国人であること、部落差別問題などに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれよう、それぞれが抱える課題について理解の促進を図り、人権侵害の防止に努めるとともに、相談支援など権利擁護の取組を行います。	相談事業の広報を行い、庁内・庁外の情報・意識共有を図る。	①DV被害者支援の管内市町業務連携会議への出席 ②飯塚市DV対策庁内連携会議の開催 ①法律相談 ②一般相談 ③就業支援相談 ④職場の悩み相談 ⑤職員研修受講	実施回数	① 1回 ② 2回 ① 22回 ② 45回 ③ 12回 ④ 10回 ⑤ 0回	① 1回 ② 2回 ① 22回 ② 46回 ③ 12回 ④ 11回 ⑤ 5回(3名)	A:100%達成できている	引き続き相談支援を行っていくと
178	122	障がいがあることや外国人であること、部落差別問題などに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれよう、それぞれが抱える課題について理解の促進を図り、人権侵害の防止に努めるとともに、相談支援など権利擁護の取組を行います。	広報紙面や啓発物品等を利用し、幅広く相談事業の周知及び実施を行います。	人権問題に関する相談事業の周知を行うため、市報への年6回の掲載や関係各所へのチラシの設置や同和問題啓発強調月間における街頭啓発、講演会で配布するポケットティッシュ等を活用して周知を図った。(相談実績:70件)また、各地域や高齢者事業に相談員が出向き、出張相談を毎月5回程度行った。	各実施回数	市報6回 相談25回	市報6回 相談70回	B:80%程度達成できている	様々な人権問題における暴力根絶に向けた意識啓発のため、より理解しやすい啓発物の作成及び幅広い周知・啓発に努める。
179	123	性的指向や性自認等に対する偏見や差別の解消をめざし、その理解促進に向けた啓発活動に取り組みます。	市内各所で性的指向や性自認等に関する情報提供をする。	男女共同参画推進センター、本庁等の公共施設及び民間施設でのパンフレット等の配架	実施箇所	23か所	23か所	A:100%達成できている	今後も積極的に国、県、関係機関からの情報収集により、時勢に合わせた情報提供を行う。

180	123	性的指向や性自認等に対する偏見や差別の解消をめざし、その理解促進に向けた啓発活動に取り組みます。	性的指向や性自認等に対する偏見や差別の解消を図るため啓発パネル等を活用し理解促進に向けた啓発活動に取り組みます。	性的少数者をテーマとした啓発DVDを購入し啓発事業への活用や一般貸出を行った。飯塚東、幸袋交流センターやコミュニティセンター内人権・同和啓発コーナーにて、性の多様性についてのパネルを掲示。全戸配布の啓発冊子「人権いづか特集号」にて多様な性について特集記事掲載。 性的少数者を取り巻く現状や多様な性を認め合えるよう、理解促進に向け啓発を行った。	①パネル掲示回数 ②DVD貸出回数 ③啓発冊子掲載回数	①パネル1回 ② - ③ -	①パネル3回 ②DVD貸出し1回 ③啓発冊子1回	B:80%程度達成できている	多様な性のあり方及び偏見や差別の現状に関し、理解しやすい啓発パネルを作成し、さまざまな場所への貸出・掲示を広げ、性の多様性に関する人権問題の啓発に努める。
181	124	性的指向や性自認等により悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制等を充実させるとともに、いかなる理由でもいじめや差別を許さない人権教育を推進します。	各校の人権教育担当者を対象とした研修会を実施し、人権教育の推進を図る。各校で教育相談期間を設定する。	人権教育担当者研修会を8月を除く毎月開催し、人権教育の指導内容の充実を図った。相談体制については、各校で教育相談期間を設け、児童生徒が悩み等を相談しやすい体制を整備している。	実施回数	11回	11回	A:100%達成できている	各校の人権教育担当者を中心にした職員研修を実施し、児童生徒への指導の充実を図る。